

議案第六十号

町民水泳プール建設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年六月二十六日

三朝町長 坂出雅己



一	工 事 名	町民水泳プール建設工事
二	工 事 場 所	東伯郡三朝町大字吉田地内
三	契約締結の方法	指名競争入札による契約
四	契約金額	一三、一八〇、〇〇〇円
五	契約の相手方	鳥取県倉吉市住吉町八三番地 株式会社河田組 取締役社長 河田賢一
六	工 期	自 昭和四十七年五月二十二日 至 昭和四十七年七月三十一日

昭和四十七年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎